

令和4年1月24日

保護者 各位

新宮町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（お知らせ）

1. 体調不良時の登校について

- ・ 児童生徒や同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、登校（園）を控えてください。
- ・ その際には、必ず医療機関を受診してください。
- ・ 発熱等の風邪の症状が完治するまでは、出席停止となります。（欠席扱いにはなりません。）

2. 検査を受けるときの出席停止について

- ・ 児童生徒や同居の家族等が新型コロナウイルスに感染しているかを確認するために検査（PCR検査、抗原検査）を受けるときは、登校（園）できません。（定期検査等、関係先に感染者がいないときは、登校（園）できます。）その場合は、欠席扱いではなく、出席停止となります。

区分	対象者	登校	出席停止期間等
濃厚接触者として検査をする場合	本人	×	陽性又は陰性にかかわらず、接触日の翌日から10日間 （保健所の指示により変更することがあります）
	家族	×	検査を受けることになったときから、陰性の検査結果が判明するまで
学校や塾、職場などで感染者が確認され、保健所の指示により検査をする場合	本人	×	検査を受けることになったときから、陰性の検査結果が判明するまで （保健所の指示により変更することがあります）
	家族	×	
学校や塾、職場などで感染者が確認され、職場や自分の判断により検査をする場合	本人	×	検査を受けることになったときから、陰性の検査結果が判明するまで
	家族	×	
関係先に感染者はいないが、職場や自分の判断で検査をする場合（定期検査等）	本人	○	登校（園）可能
	家族	○	
発熱等の風邪の症状があるときに検査する場合	本人	×	検査を受けることになったときから、陰性の検査結果が判明するまで
	家族	×	

※ 児童生徒自身が感染したときの出席停止の期間などは、保健所の指示に従ってください。

3. 学校への連絡について

児童生徒や同居の家族等が検査を受けるときや陽性が判明したときは、必ず学校（幼稚園）に連絡してください。なお、学校（幼稚園）が休日や就業時間外の場合は、新宮町役場に連絡してください。折り返し学校（幼稚園）から連絡があります。

新宮町役場 TEL 092-962-0231（役場代表）